

第1部

計画の基本的な考え方

第1章 計画の性格

1 計画改訂版の策定にあたって

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、男女がともに様々な分野に対等に参画し、いきいきと暮らすことのできる「男女共同参画社会」の実現をめざして、平成24年（2012年）6月に「第2次茨木市男女共同参画計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、総合的、計画的に施策を進めてきました。

一方、国では、平成25年（2013年）6月に閣議決定された「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられるとともに、それに基づいて「すべての女性が輝く政策パッケージ」が取りまとめられ、平成27年（2015年）8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法^(*)」という。）が成立したほか、平成27年（2015年）12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

また、大阪府では、「女性の活躍」を推進する国の動向や今日的課題、昨年8月の大阪府男女共同参画審議会答申等を踏まえ、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」を策定しています。

本市では、こうした状況を踏まえ、平成28年度（2016年度）が第2次計画の策定から5年が経過した中間年であり、社会情勢の変化や男女をとりまく環境の変化に対応するため、本市の男女共同参画施策を見直し、改訂版を策定するものです。

※女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要になっていることに鑑み、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。

【改訂の方向性】

- 「第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）」（以下「第2次計画（改訂版）」という。）として、国・府の計画との整合性を踏まえ、新たに「3つの基本方向」を定め、第2次計画での基本目標を今日的な課題に対応できるよう、平成33年度（2021年度）までの5年間で取組む「8つの基本目標」として改編しています。
- 第2次計画（改訂版）で示す「3つの基本方向」では、国の「女性の力は我が国最大の潜在力」という考え方を踏まえ、女性の活躍を明確に位置づけています。
- 「具体的施策」の展開については、これまでの具体的施策を統合・精査し、施策内容の記述をよりわかりやすい表現にするとともに、新たな施策を追記して

います。

- 「具体的施策」として、新たに次の項目を盛り込んでいます。
 - ・ インセンティブ付与
市内事業所や各種活動団体等における女性の活躍推進のための支援として、女性の活躍推進に関する認定制度を創設し、事業所や地域活動・市民活動における女性の活躍を促進します。
 - ・ 性的マイノリティへの理解促進
男女共同参画や人権の観点から、性的マイノリティへの理解促進を図ります。
- 第2次計画（改訂版）の実効性を高めるための計画推進の指標^(※)（数値目標）は、第2次計画の見直しに伴い、項目を整理し23項目とし、新たに数値目標を設定します。その実施状況は、毎年度、検証・公表します。

※計画推進の指標

茨木市の男女共同参画の推進状況を測るための指標で、本市全体で達成をめざす水準です。計画推進の指標にかかる項目に直接取組む機関が行政以外の場合には、市がこれらの機関・団体等に働きかける際の達成をめざす水準として位置づけるもの。

◆ 「女性の力」を最大限活かそうとする国の動き

国においては、女性の活躍推進は、平成25年（2013年）6月の「日本再興戦略」の最重要分野と位置づけられました。平成26年（2014年）10月には内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置、「すべての女性が輝く政策パッケージ」を取りまとめ、平成27年（2015年）には「女性活躍推進法」も成立し、これまで活かしきれなかった最大の潜在力として「女性の力」が注目され、女性の活躍推進は、日本全体の重要課題と位置づけられています。

2 計画の位置づけ

第2次計画（改訂版）は、

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村基本計画で、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」を踏まえた計画です。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含しています。

- (3) 女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含しています。
- (4) 第5次茨木市総合計画に基づいた分野別計画で、茨木市総合保健福祉計画、茨木市次世代育成支援行動計画等の各種計画との整合性を図り策定するものです。
- (5) 市民や市内の事業者、教育機関、地域団体、市民活動団体等の多様な主体と力を合わせて取組を進めます。

3 計画の構成

第2次計画（改訂版）は、計画の基本的な考え方、施策の基本目標及び計画の推進で構成しています。

第1部では、計画の趣旨や理念、計画策定の背景を示すとともに、これまでの取組と今後の課題について掲載しています。

第2部では、男女共同参画を推進するため3つの基本方向を掲げて、それぞれの基本目標に向けた21の施策の基本的方向を第2次計画から引き継いでいます。また施策の基本的方向のもとで、平成33年度（2021年度）までを見通した56の具体的施策を掲載しています。

また、第2次計画（改訂版）を実効性のある計画とするために、基本目標ごとに計画推進の指標として数値目標を設定しています。

第3部では、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化について掲載しています。

4 計画の期間

計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）の5か年とします。

5 意見の収集

計画の見直しにあたり、以下に掲げる方法等により、幅広い意見の聴取に努めています。

(1) 男女共同参画に関するアンケート調査の実施

男女共同参画に関する市民の皆様の意識や実態、男女共同参画施策への関心等を把握するため、平成28年（2016年）8月に、20歳以上の市民2,000人、中学3年生447人、小学5年生639人を対象としたアンケート調査を実施して

います。

(2) 茨木市男女共同参画推進審議会の開催

学識経験者、各種団体、市民委員の参画を求め、茨木市男女共同参画推進審議会を開催し、専門的かつ幅広い意見を反映しています。

(3) 市民意見の聴取

- ①市民の多様な意見を反映させるために第2次計画（改訂版）に対するパブリックコメントを募集し、第2次計画（改訂版）の基礎資料としています。
- ②男女共生センター ローズ WAM（以下、「ローズ WAM」という。）の登録団体やボランティアスタッフとワークショップを開催し、男女共同参画に関する課題について話し合い、第2次計画（改訂版）の基礎資料としています。
- ③確かな未来ミーティング^(*)参加登録者とのワークショップを開催し、男女共同参画に関する課題について話し合い、第2次計画（改訂版）の基礎資料としています。

※確かな未来ミーティング

茨木市の確かな未来を築くため、透明で公平・公正な市政を基本に、市民との「対話」を重視し、しっかりと地に足のついた市政運営が必要であるとの考え方に基つき、今後の4年間、市が指定するテーマについて、市民との対話を通じて意見をもらう仕組み。